

2 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、前項中「十人」とあるのは、「十人」とする。

(従業者の員数等に関する特例)

第二十五条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十八條第六項、第九十七條第三項、第一百五十六條第六項及び第七十七條第六十六條第六項、第七十五條第四項及び第五項並びに第八十八條第四項(第九十九條において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサージャ管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所(多機能型指定児童デイサービス事業所を除く。以下この条において同じ。は、第七十八條第一項第三号及び第七十七條、第五百五十六條第一項第二号及び第八十八條第六十六條第一項第三号及び第七十七條、第七十五條第一項第三号及び第六項並びに第八十八條第一項第二号及び第五項(これらの規定を第九十九條において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとし、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサージャ管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この項の規定により置くべきものとされるサージャ管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上
二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(設備の特例)

第二十六条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第十六章 一 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第二十七条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活介護の事業等」という。)を一体的に行う指定共同生活介護事業所(以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。)及び指定共同生活援助事業所(以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき世話人及びサージャ管理責任者の員数は、第三十八條第一項第一号及び第三号並びに第二十八條第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとし、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数を六で除した数以上

二 サージャ管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとし、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、イ又はロに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数の合計が三十以下 一以上
ロ 利用者の数の合計が三十一以上 一に、利用者の数の合計が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(設備及び定員の遵守に関する特例)

第二十八條 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第四十條(第二十二條)の規定において準用する場合を含む。)及び第五十二條(第二十二條)において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(旧法施設支援等に関する経過措置)

第二条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)現に存する指定医療機関(児童福祉法第七條第六項又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十八條第四項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)については、第五十條第一項第三号の基準を満たすための人員配置計画を作成した場合は、指定療養介護事業所に置くべき生活支援員の員数は、同号の規定にかかわらず、常勤換算方法で、指定療養介護の単位ごとに、利用者の数を六で除した数以上とする。この場合において、看護職員(看護師若しくは准看護師又は看護補助者)をい。以下この条において同じ。)が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれていた看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

2 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の前日までの間、厚生労働大臣が定める者に対し指定療養介護を提供する指定療養介護事業所については、第五十條第一項第三号中「利用者の数を四で除した数以上」とあるのは、「利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。)の数を四で除した数及び厚生労働大臣が定める者の数を六で除した数を合計した数以上」とする。

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

第四条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第七十八條第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

一 次のイからハまでに掲げる数を利用し、厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。
イ 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数
ロ 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数
ハ 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

二 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数の数は、推定数による。